

JTB協定旅館ホテル連盟会員の皆さまへ
大地震発生時に経営を守る保険です

事業継続あんしん地震保険のご案内

(BCP地震補償保険 ※BCP=事業継続計画 (Business continuity plan))

休業時の備えは万全ですか？

(写真) 東日本大震災被災地石巻 写真: <https://yuttllove.sakura.ne.jp/isinomaki.html>

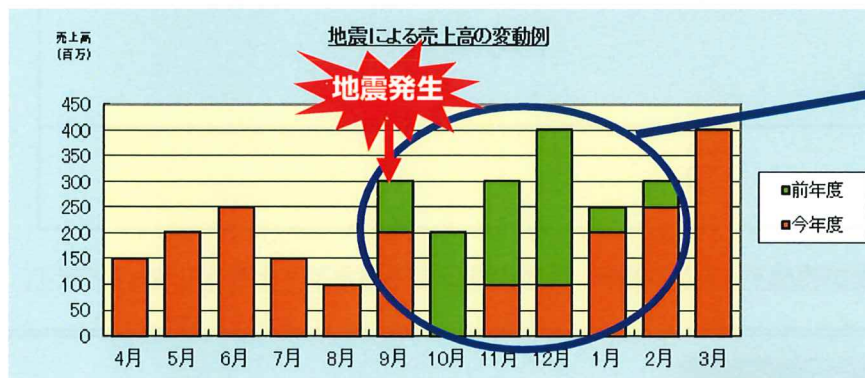
Point.1

地震による利益損失を補償

お支払い対象となる地震が発生した場合に、

①利益の減少損害 ②事業継続に必要な特別費用

に対して、保険金をお支払いします。



地震の影響で自社施設の損壊やサプライチェーンの寸断により売上高が前年度の実績に対して減少。それに伴い利益も減少

本業の復旧に時間がかかり経営の圧迫や取引先から淘汰されてしまう。最悪、倒産にも至る。
長引く余震等や風評被害でお客様のキャンセルが続き、売上が立たない。

そこで！！

お支払い対象の地震が発生し、下記いずれかの事由により営業が休止または阻害されたために生じる損失に対して保険金をお支払いします。

納入業者（食料品やリネンサプライ等）の罹災による営業停止

電気・水道・ガス・通信等の
インフラ停止

旅館・ホテル施設の
損壊による営業停止

空港・駅・船の桟橋・道路・鉄道等の
交通基盤遮断による宿泊キャンセル

<お客さまの損失>

- ・喪失利益
- ・収益減少防止費用
- ・営業継続費用

※この保険は損壊した建物を補償する地震保険ではありません。利益損失、事業継続のための営業継続費用の保険です。

Point.2

お支払い対象となる地震

契約時に指定した「震度観測点」において、「震度 6 弱または 6 強以上」の地震が発生した場合に保険金をお支払いします。

※建物に被害が無くても、お支払い対象となる場合があります。

Point.3

迅速な保険金支払いによる事業継続支援機能

お支払い対象となる地震が発生した場合、保険金請求の手続きをした日から
30日以内に次の金額を「仮払い」します。

【ベーシックプラン】

震度6強以上の場合 …ご契約金額の100%

【ステップアッププラン】

震度 6 弱または 6 強の場合 …ご契約金額の 30%

震度 7 の場合 …ご契約金額の100%

☆当座の運転資金として活用!!

☆キャッシュフローの悪化を防止!!

☆事業継続が可能!!

事業継続あんしん地震保険 見積・加入依頼書

まずは、お見積りをご依頼ください！
保険料を算出してご案内いたします。

※以下をご記入の上、FAXまたはメールしてください。

JTB旅連事業株式会社

FAX : 03-3834-7045

メール : hoken@jtb.gr.jp

貴社名 (旅館・ホテル名)		ご担当者名	
直近1年間の 売上高	千円	※保険料のお見積りに必要となります	
ご住所	〒		
ご連絡先	電話番号 : FAX番号 : メールアドレス :		
申込口数 (1口100万円)	□		

【ご注意事項】大きな地震が発生した場合、余震が終息するまでの期間、新規の加入お申込みを停止する場合があります。

契約内容について

加入対象（ご契約者になれる方）

法人

※個人、個人事業主の方はご加入いただけません。

保険料例（※） ステップアッププランの場合

①観測点所在地が高知県室戸市室戸岬町の場合

ご契約金額 1,000万円（10口） 年間保険料 52万円

②観測点所在地が大阪府中央区大手前（大阪管区気象台）の場合

ご契約金額 500万円（5口） 年間保険料 16万円

※過去数年の地震を鑑み観測点所在地により保険料率は異なります。

※1口あたりの保険料は観測地点により異なりますので、お見積りのご案内となります。

保険期間とてん補期間

◆保険期間：5年（5年契約のみとなります） 保険料のお支払方法は5年長期年払（年間保険料を毎年お支払いいただく）になります。

◆てん補期間（保険金のお支払いの対象となる期間）：保険金のお支払要件に該当する地震発生の日から収益復旧日まで（最大12カ月間限度）

ご契約金額（保険金額）と保険料

ご契約金額（保険金額）

=

1口100万円

×

加入口数

年間保険料

=

1口あたりの保険料

×

加入口数

◆加入口数は、ご契約金額（保険金額）が年間の営業収益（売上高）に利益率（※）を乗じた額の20%以下になるように設定してください。
（※）利益率とは、「営業利益に固定費を加えた額」の、年間営業収益に対する割合をいいます。

●このチラシはBCP地震補償保険の概要を説明したものです。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<引受保険会社>



損害保険ジャパン株式会社

企業営業第八部第四課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL : 03-3231-4678

FAX : 03-3231-7835

（受付時間 平日の午前9時～午後5時）

お問い合わせ先

<取扱代理店> JTB旅連事業株式会社

〒113-0034

東京都文京区湯島3-37-4

TEL : 03-3834-7051（受付時間 午前9時30分～午後5時30分）

FAX : 03-3834-7045

SJ23-09936 .2023.11.2